

宇治市男女共同参画計画（第4次UJIあさぎりプラン）の 中間総括について

男女共同参画課

はじめに

本市では、男女共同参画を総合的、計画的に推進し、男女が生き生きと暮らすことができるまちづくりをめざして、平成16年（2004年）10月に「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を制定するとともに、宇治市男女共同参画審議会や宇治市議会の意見を聞きながら、平成28年（2016年）3月に「宇治市男女共同参画計画～第4次UJIあさぎりプラン～（現行計画）」を策定して、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進しています。

現行計画の推進にあたっては、庁内に宇治市男女共同参画施策推進会議を設置し、全庁あげて、計画に定める5つの基本方向に基づく諸施策に取り組むとともに、年度ごとに計画の進行状況を点検・検証しながら、施策の円滑な推進に努めてきたところですが、令和2年度（2020年度）をもって現行計画の計画期間が終了します。

これまでの取組により、男女共同参画の推進に向けた市民意識は着実に高まりつつありますが、依然として根強く存在する男女の固定的性別役割分担意識の解消、DV防止やセクシュアル・ハラスメント防止など人権意識の向上に一層取り組むとともに、あらゆる分野における女性の活躍の更なる推進、男性の家事・子育てへの一層の参画、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進、また若年女性を狙った暴力など、今日的課題への対応も求められています。

本市では、これらの課題解決に向けて、引き続き、男女共同参画社会の形成を促進するための施策を推進していく必要があることから、現行計画の「後継計画」を策定することとしています。「後継計画」の策定にあたり、現時点における現行計画の取組状況及び今後の課題等について以下のとおり報告します。

取組状況・今後の課題等

【基本方向1】 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

市民一人ひとりが生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会を実現するためには、社会制度・慣行の見直しや固定的性別役割分担意識の解消、性別に起因する差別的取扱いの排除が根幹的な課題である。とりわけDVをはじめ女性に対するあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服しなければならない重要な課題である。

広報・啓発や教育を通じた男女共同参画についての理解の促進により、男女の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現をめざす。

<現状>

「男女の人権の確立と固定的性別役割分担意識の解消」に向けて、さまざまな広報・啓発に取り組むとともに、学習機会の提供に努めた。また、「教育を通じた理解の促進」をめざし、学校教育及び生涯教育の場において、学習の推進に努めた。

「社会通念・慣習で男女平等」と感じている人の割合は10.2%と依然として指標値をかなり下回っている。昨年は「#MeToo」など世界的なセクハラ告発が広がりを見せたが、セクハラは人権問題であり、原因として相手を対等なパートナーとしてみていないことに加え、性的な関心や欲求の対象としてみていることが挙げられる。引き続き、男女共同参画社会の実現に向け、意識の向上に向けた広報・啓発に努める必要がある。

<数値目標の達成状況>

「男女生き生きまちづくり条例」の周知度

指標値	プラン策定時 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度
40%	27.9%	29.0%	29.6%	29.6%

「男女共同参画社会」という言葉の認識度

指標値	プラン策定時 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度
70%	60.4%	54.8%	77.6%	60.2%

「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」という言葉の認識度

指標値	プラン策定時 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度
50%	41.7%	55.6%	72.0%	71.1%

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合

指標値	プラン策定時 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度
50%	44.7%	43.5%	43.2%	45.8%

「社会通念・慣習で男女平等」と感じている男女の割合

指標値	プラン策定時 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度
30%	15.0%	7.3%	9.6%	10.2%

【基本方向2】 あらゆる分野における女性の活躍の推進

女性の就業率が年々増加するなど、多くの分野において女性の参画は進んでいるが、政策・方針決定過程への参画を含めた女性の活躍は十分とは言えない。女性の活躍が進むことは、行政、地域、企業などの現場に多様な価値観や新しい視点、創意工夫をもたらし、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながる。

あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が対等に反映される社会の実現に向けて、就業の場での男女共同参画の取り組みの積極的な推進や、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図るとともに、起業や就業、地域活動など、女性の多様なチャレンジの支援に取り組む。とりわけ、女性の職域拡大や政策・方針決定過程への参画については、ポジティブ・アクションの推進など積極的な取り組みを進める。

<現状>

「職業生活における男女の共同参画の推進」に向けては、労政ニュースやホームページ、情報誌において女性活躍推進のためのポジティブ・アクションなどについて広報を実施した。また、市役所における取組として「宇治市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の採用割合等、情報の公開を行った。「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」に向けては、本市審議会等への女性委員の登用などを推進するため、引き続き女性委員の割合が35%未満の審議会等素所管する所属への事前協議を行ったが、結果として平成30年度は前年を下回る結果となった。充て職となっている団体等の構成員に女性が少ないなどの課題が考えられる。「女性のチャレンジ支援」としては、相談事業や講座の開催により、女性の就業や経営参画支援に向けた学習機会を提供し、また相談の充実を図った。

平成30年5月に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布施行されたことを契機に、より一層あらゆる分野における女性の活躍のための取組を推進し、本市審議会等への女性委員の登用の推進に向けた取組に努める。

<数値目標の達成状況>

職場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合

目標値	プラン策定時 (H27年度)	H23年度	H24年度	H25年度
30%	19.4%	14.5%	20.8%	17.8%

本市管理監督者への女性職員の登用割合

目標値	プラン策定時 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度
25%	20.2%	21.1%	21.8%	21.1%

本市審議会等における女性委員の登用割合

目標値	プラン策定時 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度
35%	28.6%	28.7%	28.5%	28.1%

女性委員がない本市審議会等（女性委員がない審議会の数 / 審議会等の数）

目標値	プラン策定時 (H27年度)	H28年度	H28年度	H30年度
0	14/88	11/95	11/95	13/93

【基本方向3】 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、育児や介護など様々な理由により時間的制約がある人も、仕事と生活の二者択一を迫られることなく働き続けることができる社会づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスの実現が大きな課題となっている。

固定的性別役割分担意識の解消に向けた男性に対する積極的な働きかけや子育て支援、介護などの関連施策と連携して「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現をめざす。

<現状>

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり」に向けては、情報誌リズムの発行、労政ニュースの発行などにより、情報提供・啓発に努めた。「男性にとっての男女共同参画」としては、男性のための相談事業を実施し、また相談事業の広報にも努めた。市役所における男性職員の育児休業取得率は16.7%となり、目標を達成することができた。これは育児休業取得者の体験談等を内容とする育児パパセミナーの実施による成果などが考えられる。「子育てへの支援」としては、多様なニーズに対応した保育サービスの提供を行っている。「介護への支援」としては、かいごほけんだよりを発行するほか、地域包括支援センターで総合相談事業を行っている。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行により、時間外労働の上限規制が導入され、年次有給休暇の確実な取得が義務付けられる中、宇治商工会議所へのさらなる働きかけなど、一層のワーク・ライフ・バランスの推進に努める。

<数値目標>

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認識度

指標値	プラン策定時 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度
60%	54.5%	51.6%	67.2%	52.6%

本市男性職員の育児休業取得率

目標値	プラン策定時 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度
10%	4.0%	6.7%	7.6%	16.7%

【基本方向4】 安全・安心な暮らしの実現

DVは、重大な人権侵害であり、その背景には固定的性別役割分担意識や男女の経済的格差など男女共同参画を阻害する問題がある。全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加の一途をたどり、その相談内容も多様化、複雑化していることから、DV防止に向けて一層積極的に取組を進める。

また、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組、男女の性差に応じた健康を支援する取組を推進していくとともに、貧困や高齢、障害など、様々な困難な状況におかれている女性等が安心して暮らせる環境整備や、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に向けた取組を進める。

<現状>

「配偶者等からの暴力の根絶」に向けて、児童虐待防止推進月間と連携し、オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンとして、DV防止に向けた啓発や学習機会の提供に努めるほか、ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携や情報共有に努めた。「困難な状況を抱えた女性への支援」としては、女性のための相談事業を実施し、必要に応じて関係機関への紹介や情報提供を行った。「生涯を通じた女性の健康支援」としては、子宮頸がん・乳がん検診、妊婦歯科健康診査事業を実施した。「地域防災における男女共同参画の推進」に向けては、引き続き災害対策本部地区班への女性配置を行うなどに努めた。

引き続き、配偶者等からの暴力の根絶に向けた取組や困難な状況を抱えた女性への支援などの諸施策を推進するとともに、関係機関とのネットワークの強化に努める。

<数値目標>

子宮頸がん検診受診率

目標値	プラン策定時 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度
50%	17.7%	6.8%	6.9%	7.4%

乳がん検診受診率

目標値	プラン策定時 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度
50%	22.1%	10.1%	10.2%	10.5%

子宮頸がん検診・乳がん検診受診率については、プラン策定時の受診率と平成28年度以降の受診率は算定方法が異なるため単純比較はできない。

【基本方向5】 協働による男女生き生きまちづくりの推進

少子高齢化が進み、人と人とのつながりが希薄になる中、地域が主体的に防災・防犯、環境などの課題解決に取り組めるよう、自治会やPTAなどをはじめとする地域の各団体が連携するとともに、より一層それぞれの力を発揮することが求められている。しかし、地域活動に携わっている若い世代の男性は少なく、一方で、地域活動に携わっている女性は多くても、組織の中核に女性の参画が少ないのが現状である。

地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向け、地域活動への男女双方の参画を促進するとともに、市民等との協働を積極的に推進し、男女が共に生き生きと暮らすことができるまちづくりを進める。

<現状>

「市民等との協働の推進」に向けては、あさぎりフェスティバルの開催や市民企画事業の実施など、まちづくりに向けた市民活動や地域活動への参画を促進し、様々な啓発及び情報提供を行うとともに、市民等との協働事業の推進に努めた。

今後も地域に根ざした男女共同参画社会の実現をめざし、市民団体や事業所、NPO、関係機関との連携、協働をより一層推進します。

まとめ

「第4次UIあさぎりプラン」に基づく具体的施策の推進により、市民の男女共同参画の推進に対する意識は着実に高まりつつあり、あらゆる分野における女性の活躍の推進やワーク・ライフ・バランスの推進などに一定の効果을上げています。

また、本市は、本市における男女共同参画の推進に向けた先導役を担う事業所として、平成27年に公布された女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画による取組を着実に推進してきました。

しかしながら、取組によっては目標値および指標値が達成されておらず、市民アンケートの結果においては、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合が微増しているものの、依然として固定的性別役割分担意識が根強く存在することがうかがえます。

このことから、引き続き男女共同参画の基本理念である「人権尊重」や「固定的性別役割分担意識の解消」に向けた理解の促進に取り組むとともに、あらゆる分野における女性の活躍の推進やワーク・ライフ・バランスの推進、安全・安心な暮らしの実現に向けて、施策をさらに推進していく必要があるほか、今後も地域に根ざした男女共同参画社会の実現を目指し、市民団体や事業所、NPO法人、関係機関との一層の連携、協働を推進することが大切です。

「後継計画」の策定にあたっては、以上の状況を踏まえながら、国・京都府等の動向を的確に把握し、策定作業を進めることとします。